

# 福島県災害弔慰金等負担金交付要綱

## (趣旨)

第1条 県は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項及び第8条第1項の規定により、市町村が実施する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給事業（以下「事業」という。）に要する経費について、法第7条第1項及び第9条の規定により、当該市町村に対し災害弔慰金負担金及び災害障害見舞金負担金（以下「負担金」という。）を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

### 1 災害

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）第1条第1項に規定する災害をいう。

### 2 災害弔慰金

市町村が災害によって死亡した住民（災害の際、現にその場にいあわせた者が、当該災害のやんだ後3か月間その生死がわからない場合には死亡したものと推定する。以下同じ。）の遺族（法第3条第2項に規定する遺族をいう。）に対して支給する弔慰金をいう。

### 3 災害障害見舞金

市町村が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害のある住民に対して支給する障害見舞金をいう。

## (負担金交付対象経費)

第3条 負担金の交付対象となる経費は、法第3条第1項及び第8条第1項の規定により、市町村が行う災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に要する経費とする。

## (負担金の基準額及び交付額)

第4条 負担金の基準額は次のとおりとする。

1 災害弔慰金負担金の交付の基準額は、死亡者1人につき、その死亡者が死亡当時において災害弔慰金を受けることができる者の生計を維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。

ただし、市町村が支給する弔慰金の額がこの基準額を下まわる場合は、その額を負担金交付の基準額とする。

2 災害障害見舞金負担金の交付の基準額は、障害者1人につき、その障害者が障害を受けた当時において、その属する世帯の生計を維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

ただし、市町村が支給する見舞金の額がこの基準額を下まわる場合は、その額を負担金交付の基準額とする。

2 負担金の交付額は基準額に4分の3を乗じた額とする。

## (負担金の交付申請)

第5条 負担金交付対象の市町村が負担金の交付を受けようとするときは、事業の実施要件が生じた日から起算して90日以内に負担金交付申請書（様式第1号）正副2部を知事に提出するものとする。

ただし、特別の事情により90日以内に負担金交付申請書を提出できない場合は、知

事と協議のうえ期日を延長することができる。

2 当該年度の事業に係る負担金交付申請書の提出最終期日は1月末日とする。

(負担金の決定、交付)

第6条 知事は、負担金交付申請書を受理したときはその内容を審査し、適當と認めたときはすみやかに負担金の交付額を決定し、交付するものとする。

(負担金の決定通知)

第7条 知事は、負担金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及び条件を付し、当該市町村に負担金交付の決定通知をするものとする。

(負担金交付の条件)

第8条 負担金交付の対象となる災害弔慰金の支給事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 事業を行う市町村は、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（様式第2号）並びに事業の状況、その他事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿を備え付け、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(事業遂行の指示等)

第9条 知事は、負担金交付後当該市町村が負担金交付に伴う事業を遂行していないと認めるときは、当該市町村に対しこの事業の遂行すべきことを指示するものとする。

(負担金変更交付申請)

第10条 負担金交付決定後、事情の変更により申請内容を変更する場合は、負担金変更交付申請書（様式第3号）正副2部を知事に提出しなければならない。

(申請書の取下げ)

第11条 負担金交付申請書を取り下げる場合は、負担金交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

(実績報告)

第12条 負担金交付事業の実績報告は、負担金交付決定の日の翌日から起算して30日以内に事業実績報告書（様式第4号）正副2部を知事に提出しなければならない。

(負担金の額の確定)

第13条 知事は、前条により報告を受けた場合は、その報告書の内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、当該事業に係る負担金交付決定の内容並びにこれに付した条件等について調査し、適正と認めるときは負担金交付額を確定し、当該市町村に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 知事は、第12条の規定により報告を受けたときは、事業実績報告書の内容が負担金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業が負担金交付の内容及び条件に適合する措置を講ずるよう指示するものとする。

(負担金交付決定の取消し)

第15条 知事は、負担金を交付した市町村が負担金交付の目的以外に使用した場合、負担金交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法、政令又はこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したときは当該負担金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(負担金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により負担金交付の決定を取り消した場合は、当該市町村に対し期限を定めて当該負担金の返還を命ずるものとする。

2 前項により当該市町村が指定期限までに返還しない場合は、指定期限の翌日から返還する日までの期間に対し年8.25%の延滞金を加算する。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 2 月 4 日から施行し、昭和 51 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 9 月 10 日から施行し、改正後の要綱は昭和 52 年 9 月 1 日以後に適用する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 6 月 10 日から施行し、昭和 53 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 7 月 16 日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 10 月 22 日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項第 1 号の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 4 条第 1 項第 2 号の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

様式第1号（第5条関係）

文 書 番 号

年 月 日

福島県知事

市町村長

年度災害弔慰金等負担金交付申請について

のことについて、次の金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

(1) 災害弔慰金等負担金所要額調書 (別紙1)

(2) 災害弔慰金等負担金内訳書 (別紙2)

(3) 災害弔慰金等歳入歳出予算調書 (別紙3)

(4) 災害弔慰金支給（予定）調査表 (様式第5号の1)

災害障害見舞金支給（予定）調査表 (様式第5号の2)

(5) 市町村の歳入歳出予算書の抄本

(6) 市町村の災害弔慰金の支給等に関する条例

(7) その他参考となる書類

(別紙1)

## 年度災害弔慰金等負担金所要額調書

市町村名

区分	基 準 額 A (円)	実 支 出 額 B (円)	負担金所要額 C (円)	備 考
災 害 弔 慰 金				
災害障害見舞金				
合 計				

(注)・市町村で弔慰金等を支給（予定）した額をB欄に記入すること。

・C欄にはA欄の金額とB欄の金額を比較して少ない方に4分の3を乗じて得た額を記入すること。

(別紙2)

## 年度災害弔慰金等負担金内訳書

市町村名

災害名	災害発生年月日	災害弔慰金支給対象者			災害障害見舞金支給対象者 D	計 C + D	弔慰金等 支給額 (F + G) E	市負 F	町担 F	村金	県所負 要担額 G
		死 亡 A	行方不明 B	計 (A + B) C							
		人	人	人	人	人	円	円	円	円	円

(別紙3)

年度災害弔慰金等歳入歳出予算調書

市町村名

歳 入		歳 出		
科 目	予 算 現 額	科 目	予 算 現 額	左のうち県負担額相当額
	千円		千円	千円

様式第2号（第8条関係）

## 年度災害弔慰金等負担金調書

市町村名

歳 入			歳 出					備考
科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	市 県 負 担 相 當 額	支 出 済 額	市 県 負 担 相 當 額	
	円	円		円	円	円	円	

記載要領 1 科目は歳入にあっては款・項・目・節を歳出にあっては、款・項・目をそれぞれ記入すること。

2 予算現額は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、

補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。

3 備考欄は、参考となるべき事項を記入すること。

様式第3号（第10条関係）

文書番号  
年月日

福島県知事

市町村長

災害弔慰金等負担金変更交付申請書について

のことについて、年月日付け第号により申請した災害弔慰金等支給事業の内容を変更したいので、災害弔慰金等負担金交付要綱第10条の規定により変更交付申請をします。

記

1 変更申請金額 金 円

2 災害名

3 災害弔慰金等支給事業の変更内容

(1) 変更後の災害弔慰金等支給内訳

死亡・行方不明 ・障害の別	氏名	弔慰金等支給（ 予定額）(ア)	左のうち負担金 交付額(イ)
計	人	円	円

(2) 変更前の災害弔慰金等支給内訳

死亡・行方不明 ・障害の別	氏名	弔慰金等支給（ 予定額）(ア)	左のうち負担金 交付額(イ)
計	人	円	円

(3) 変更申請金額の算出根拠

4 添付書類

災害弔慰金等支給事業に関する予算書の抄本及び変更事由を明らかにする書類を添付すること。

様式第4号（第12条関係）

文 書 番 号

年 月 日

福島県知事

市町村長

年度災害弔慰金等の支給実績報告について

年 月 日付け第 号で交付決定を受けたこの負担金に関する事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 災害弔慰金等負担金精算額調書 (別紙1)
- 2 災害弔慰金等負担金精算額内訳書 (別紙2)
- 3 市町村の歳入歳出決算書の抄本
- 4 遺族からの災害弔慰金等領収証の写し

(別紙1)

## 年度災害弔慰金等負担金精算額調書

市町村名

区分	基準額A	実支出額B	選定期額C	負担金所要額D	負担金交付決定額E	負担金受入済額F	差引過△不足額G	備考
災害弔慰金	円	円	円	円	円	円	円	
災害障害見舞金								
合計								

(注) 1 C欄には、A欄の金額とB欄の金額とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 D欄には、C欄の金額に4分の3を乗じて得た額を記入すること。

(別紙2)

## 年度災害弔慰金等負担金精算額内訳書

市町村名

災害名	災害発生 年月日	死亡・行方不明 ・障害の別	死亡・行方不明または障害者				遺族		実支出額	備考
			住所	氏名	年令	性別	続柄	氏名		

(注) 本表は、別紙1による実支出額の内訳を記入すること。

## 災害弔慰金支給（予定）調査表

				決定番号		
死 亡 に 関 す る 事 項	ふりがな ----- 死亡した者の氏名			男	・	女
	死亡した年月日	年月日		住所		
	死　亡　の　状　況 (行方不明)	災害名		死亡した場所		
遺 族 に 関 す る 事 項	死　者　と　の　続　柄	氏　名	住　所			備　考
支 給 (予 定) に 関 す る 事 項	支給又は支給予定日	年　月　日		支給場所		
	災害弔慰金を支給（予定）した遺族について	氏　名		続　柄	支　給　(予定)　金　額	
					円	
		住　所				
	先順位者の有無	有　・　無		同順位者	有　・　無	
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有（その事由） 無	
備 考	支　給　し　た　職　員					

災害障害見舞金支給（予定）調査表				決定番号	
障害者に関する事項	ふりがな 障害者の氏名			男・女 明治大正昭和平年月日	
	障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日	年月日		住所	
	負傷・疾病の状況	災害名		負傷を負った場所	
		医師の氏名	所属する医療機関名 ( ) ( )		医師の氏名
		障害の種類程度等	法別表の該当事項 (号)		
		障害の状況			
		支給日	年月日	支給制限	有(その事由)
		支給場所		事由に該当の 有 無	
	支給金額	円		無	
備考	支給した職員				